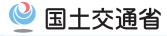
資料1

令和3年度活動報告

- (1) 広報活動
- (2) 取締り活動
- (3) 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み
- (4)活動の効果検証
- (5)活動の効果測定

(1) 広報活動 (街頭PR等)



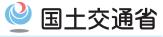
月	行 事
4	・高速道路利用協同組合における啓発及びパトロール(通年 岐阜県トラック協会)
5	•春の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布 (ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所) •春の交通安全運動に合わせた合同啓発活動 (名古屋高速・愛知県高速隊と合同) •コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた特殊車両適正化広報 (15日 鍋田シャーシプ・ール 愛知県トラック協会・運輸・地整)
6	・特殊車両取締り(各県警察・ネクスコ・名古屋高速・運輸局・中部地方整備局)通年
7	<u>■夏の交通安全運動にあわせた合同啓発活動 (名古屋高速・愛知県高速隊と合同)</u> <u>■夏の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布 (ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所)</u>
8	・道路ふれあい月間の期間中、来庁した特車申請者にリーフレットを配布 (名古屋市) ・道路ふれあい月間に合わせた啓発活動 チラシ・グッツ配布 (静岡県) ・国際海コンの陸上における安全輸送マニュアルー部転記の安全啓発活動 (三重県トラック協会・静岡県トラック協会)
9	・秋の交通安全運動に合わせた合同啓発活動 (名古屋高速・愛知県高速隊) ・秋の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布 (ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所)
10	
11	・コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた大型車両適正化広報 (愛知県トラック協会・運輸局・中部地方整備局)
12	-年末の交通安全運動に合わせた合同啓発活動 (ネクスコ中日本名古屋支社・名古屋高速・愛知県高速隊) ・荷主向け特車制度広報啓発(名古屋商工会議所) ・中部建設フェアで荷主向け特車制度の啓発チラシ配布(中部地方整備局) ・PA・道の駅「志野・織部」他2カ所で特車指導を実施し啓発チラシ配付(中部地方整備局)
1	・公共事業における大型車適正運用一斉点検(中部地方整備局) ・工事業者に対し特殊車制度啓発チラシ配布(静岡県)
2	・運送/荷主対象過積載防止啓発チラシ配布(三重県トラック協会) ・トラックフェアにおいて中部地方整備局の協賛ブースを設けての大型車通行適正化チラシの配布(愛知県トラック協会) ・
3	青文字は、実施できた活動。 灰色文字は、コロナ感染予防対策のため中止した活動。

(1) 広報活動 (講習会等)



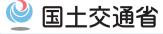
月	行事
4	・「管理業務初任者研修」資料配布<県事務所、市町> (三重県) <u>・車限令違反者講習会 (ネクスコ中日本 名古屋支社)</u>
5	・特殊車両通行許可申請業務研修会 <市町村初心者向け> (愛知県) ・車両制限令違反者講習会 (ネクスコ中日本 名古屋支社) ・講習会(制度概要) (愛知県トラック協会・岐阜県トラック協会・三重県トラック協会・静岡県トラック協会)
6	・特殊車両通行許可申請業務研修会 ・車限令違反者講習会 (ネクスコ中日本 名古屋支社)
7	*特殊車両通行許可申請業務勉強会 <市町村向けパソコン使用> (岐阜県) *車限令違反者講習会 (ネクスコ中日本 名古屋支社)
8	*特車講習会(愛知県トラック協会・岐阜県トラック協会・三重県トラック協会・静岡県トラック協会) *海上コンテナ安全輸送啓発グッズの作成・配付(静岡県トラック協会) *車限令違反者講習会(ネクスコ中日本 名古屋支社)
9·10	・車限令違反者講習会 (ネクスコ中日本 名古屋支社)・特車制度勉強会及び公共事業における特車運用状況一斉点検(各県・政令市)・特車講習会(愛知県トラック協会)
11	 ・名古屋市道路工事関係者への大型車の適正運用講習会 (名古屋市 ・ 中部地方整備局) ・特殊車両制度勉強会(愛知県トラック協会) ・特車申請許可業務合同勉強会(中部地方整備局・関東地方整備局) ・高速道路における車両制限令違反にかかる意見交換会(岐阜県トラック協会)
12	・講習会(特車の適正運用と申請要領) (9日 愛知県トラック協会) ・講習会(特車通行許可オンライン申請勉強会 6日三重県トラック協会) ・特車新制度講習会(各県・政令市)
1	・特車制度勉強会(日本陸送協会中部支部) ・youtubeによる特車新制度説明(26日~各県トラック協会) ・交通警察官に対する特殊車両教養(愛知県警察学校・・愛知県警察本部・・中部地方整備局)
2	新たな特殊車両通行制度「特殊車両通行確認制度」説明会および質疑応答会(各県トラック協会) -車限令違反者講習会 (ネクスコ中日本 名古屋支社)
3	*講習会(TV会議) (岐阜県トラック協会 *静岡県トラック協会) *車限令違反者講習会 (ネクスコ中日本 名古屋支社) 青文字は、実施できた活動。 灰色文字は、コロナ感染予防対策のため中止した活動。

(1) 広報活動 (広報媒体活用)



月	行。事
4	・過積載防止をHP及びSNS(Twitter・Facebook)に掲載、道路情報板への掲示 (通年 名古屋高速) ・HPにコロナ禍物流に係る特殊車両通行許可事務取り扱いについて掲載 (静岡トラック協会)
5	・過積載防止をHPへ掲載、SA,PAの情報板にて違反防止を掲示 (通年 ネクスコ中日本 名古屋支社・東京支社) ・特車制度広報啓発チラシ掲載(静岡県トラック協会)
6	・交通事故防止対策委員会で広報活動(岐阜県トラック協会)
7	・取締り実施結果のツイッター発信 (通年 中部地方整備局・国道事務所)
8	・道の駅「いが」において道路パトロール出発式に併せて協議会チラシ掲示(中部地方整備局国道事務所)
9	・交通事故防止対策委員会で広報活動(岐阜県トラック協会)
10	・会報誌への啓発チラシ掲載(愛知県トラック協会) ・トラックの日にちなみ駅ニュースビジョン、新聞掲載による広報(岐阜県トラック協会) ・協議会チラシの庁舎来客用ラックへの配架(浜松市) ・一斉取締り実施結果をHP掲載(NEXCO・中部地方整備局)
11	・HPへ「特殊車両通行許可における通行条件の見直し」に関する意見募集について掲載(静岡県トラック協会) ・交通事故防止対策委員会で広報活動(岐阜県トラック協会) ・合同取締の実施写真等をSNSに掲載し、違反防止の啓発を行う。(通年 名古屋高速) ・荷主あての啓発として、協議会作成のチラシを配布し、大型車の通行制度の啓発(三重県トラック協会)
12	・過積載防止啓発チラシ会員宛配布(愛知県トラック協会) ・HPに協議会啓発チラシ、通行条件の合理化の掲載(静岡県トラック協会) ・メールマガジン・HPへ啓発記事掲載(名古屋商工会議所)
1	・広報誌に協議会啓発チラシを掲載(静岡県トラック協会)・合同取締結果のSNSによる情報発信(通年 名古屋高速)・会員へ荷主向け特車制度広報啓発チラシ配布(中部経済連合会)
2	・広報誌へ「誘導車配置条件改正」について掲載(静岡県トラック協会)
3	 ・有料広告活動(業界紙・荷主向け啓発広告掲載 中部地方整備局) ・交通事故防止対策委員会で広報活動(岐阜県トラック協会) ・過積載防止啓発チラシく荷主・運送事業者向け>(愛知県トラック協会・三重県トラック協会) ・過積載防止WEB掲載(愛知運輸支局) ・過積載防止チラシ広報(愛知県・岐阜県)

(1) 広報活動(中部地方整備局の活動)



○ 施策の浸透率の向上・特車の違反率減少等、これまでの地道な取り組みには一定 の成果が認められている。

~ 令和3年度の取り組み事例 ~

○ 講習会の実施

名古屋市の講習 会において建設関 係者に対し、特殊車 両通行制度につい て講義をして適正な 大型車両の運用に 理解を深めた。



2021.11.17 名古屋市工業研究所

〇 広報活動の実施



中部地方整備局専用 ブースにおいてETC2.0 の運用例(特車新制度・ 特車ゴールド制度)の広 報及び協議会チラシを配 付。

2021.12.14~15日 建設技術フェア専用ブースでのPR活動

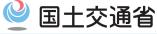
〇 広報媒体活動







(1) 広報活動(中部地方整備局での活動)



SNS、ツイッター、WEBなどでの広報各種活動を情報発信

■ 道の駅での広報啓発活動

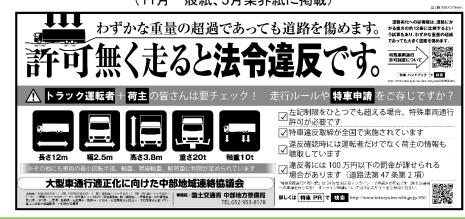


道の駅「いが」での道路パトロール出 発式に併せて協議会チラシの掲示と 案内をして大型車両の通行適正化意 識の醸成を図った。

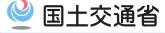




■ 新聞各紙へ掲載し、特車制度の情報 • 制度の周知 (11月一般紙、3月業界紙に掲載)



(1) 広報活動(中部地方整備局での活動)



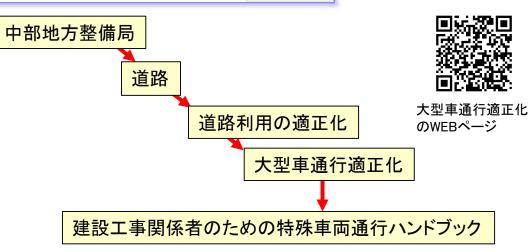




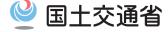
ダウンロードできます。







(1) 広報活動(各委員の活動)







NEXCO中日本のHPに取締活動状況を掲載して大型車両の適正通行の意識の醸成を図った。

中部経済連合会



荷主の大型車通行制度への理解を深めるため全会員に啓発用チラシを配布した。

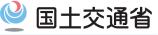
一般新聞・業界新聞へ掲載



一般誌、業界新聞へ協議会 で作成したチラシを掲載し、 荷主への大型車通行制度 の周知を図った。

8

(2)特殊車両の現地取締り



中部地方整備局、中部運輸局、高速道路各社、警察で連携して同時取締

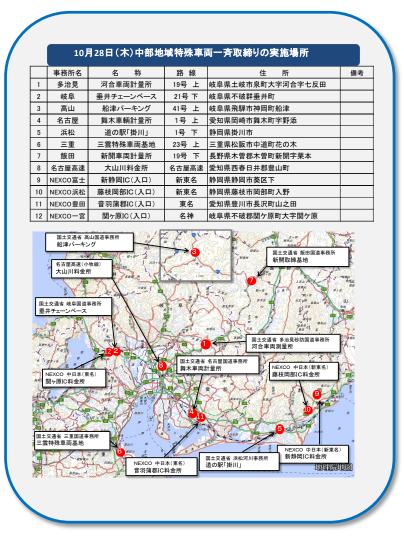
無許可や条件違反、積載超過車両を一掃 11カ所一斉取締りを実施

計測台数28台 違反検挙台数10台 (措置命令3台、警告7台)

- 令和3年10月28日(木) 14:00 ~ 16:00
- ・5県、11箇所の国道及び高速道路に於いて



					【道	直反 台	数】				
6											
4	3										
2			1	1	1	1	1		1	1	
٥		0						0			0
U	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)
管理事務所	多治見	巨高	名古屋	浜松	三重	飯田	高名 速古 屋	中日本	(浜中日本	(豊中 田日)	(一中 宮本



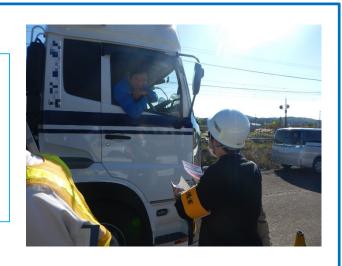
(2)取締り活動 (特殊車両現地取締りの強化)



道路管理者、各県警察、中部運輸局と連携して現地取締を実施



取締りに当たっては事前に 綿密な打ち合わせにより連携を図り、マスク、アルコール消毒の励行等によるコロナ感染予防対策を実施しつつ、受傷事故防止に配意して行われた。

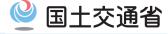




重量超過などの車両は、減 載の措置命令を行うなど、事 業者に対し通行適正化の醸 成を図るとともに重大事故の 未然防止を行った。



(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み



直轄工事における特殊車両通行許可の確認等一斉点検の結果について

(新) 土木工事特記仕様書改訂

(H29年度版)

第1編 共通編

第1章 総 則

特仕1-1-1-32 交通安全管理第6項通行許可の読み替え

6. 通行許可

- 1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における 一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、 車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確 認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 ✓
- 2. 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。

また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

工事計画の打ち合わせ段階から **< チェックと指導を** >



	確	認項	目	回答欄
2. 許可証の確認				
1)建設機械、資材の運	・ 般にあたり、通	1行許可	の手続きがされている。	
①許可証もしくは申	請書が確認で	きる		
②下請が手続きを行	っていること	を元請	が確認している	
③運搬予定日の概ね	2~3ヶ月前	すの申請	日であることを確認してい	5
2)運搬日に有効な特殊	- 車両許可証を	取得し	ている。	
①運搬 (予定) 日が	許可証の有効	期間内	である	
3)運搬計画どおりの許り	可証である。			
①対象資機材と許可	証の積載貨幣	の品名	が一致している	
②積載重量と車両重	量の和が許可	「証の総	重量以下となっている	
③積載物の寸法が許	可証の寸法に	下とな	っている	
④運搬計画に許可条	件が反映され	ている		
 運搬車両の通行 1)運搬車両が許可証に 			及び積載重量以下である。	
①許可証に記載され (トレーラー等は、				
②積載重量と車両重	量(自重+乗	(員) の	和が許可証の総重量以下で	ある
③積載重量が車検証	の最大積載量	t以下で	ある(道路運送車両法)	
2)運搬経路が許可証に	記載された通	行経路	である。	
			である。 件区間等〉の通行が確認で	きる
①主な路線(国道、	主要地方道、	C · D条		
①主な路線(国道、 ②通行経路途中の休	主要地方道、 憩場所、交差	C・D条 点が確	件区開等)の通行が確認で 認できる(起終点のみは不	
①主な路線(国道、 ②通行経路途中の休	主要地方道、 憩場所、交差 載された有効	C・D条 点が確 期限内	件区間等)の通行が確認で 認できる(起終点のみは不 である。	
②通行経路途中の休 3)運搬日が許可証に記 ①運搬日が、タコグ	主要地方道、 憩場所、交差 載された有効 ラフ、写真デ	C・D条 点が確 期限内 「一夕等	件区間等)の通行が確認で 認できる(起終点のみは不 である。	

●特殊車両通行許可制度に関する確認

工事名	点検日
•	

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目回]答欄
-------	-----

1. 施工計画書の確認

- 1)建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両(以下、特車)の有無が記載されているかを確認する。
- ①「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある
- ②「交通管理」に特車運搬資機材一覧表がある

2)特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。

①対応方針(法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等)の記載がある

3)運搬資機材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度(資機材ごと)が記載されているかを確認する。

①運搬計画に必要な項目(追特記載項目)が整理されている

②整理した項目に対して、確認方法が記載されている

③整理した項目に対して、確認頻度が記載されている

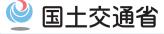
【整理すべき項目】

- ・項目毎に、有・無を確認する
- 一部でも確認できない場合は「無」とする

項目	運搬計画		確認方法			確認頻度			
運搬資機材	有	•	無	有	•	無	有	•	無
車種区分	有	•	無	有	•	無	有	•	無
車両番号	有	•	無	有	•	無	有	•	無
車両諸元	有	•	無	有	•	無	有	•	無
積載重量	有	•	無	有	•	無	有	•	無
積載限度重量	有	•	無	有	•	無	有	•	無
通行経路	有	•	無	有	•	無	有	•	無
許可証の有効期間	有	•	無	有	•	無	有	•	無
通行条件等	有	•	無	有	•	無	有	•	無

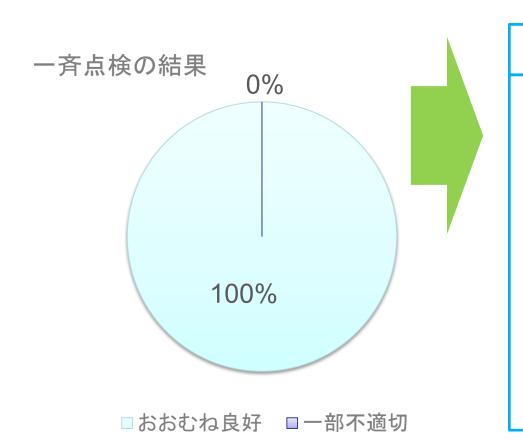
裏面へ続く

(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み



中部地方整備局 直轄工事点検結果(令和3年度)

- ■調査期間 令和3年4月1日から 令和4年2月9日まで
- ■調査対象 道路部及び河川部等における直轄公共工事で特車の使用が認められるもの
- ■点検検査数 【合計】54工事箇所
- ■点検結果 全ての工事に法令違反が認められなかった(概ね良好であった)



全ての工事に法令違反は無かった

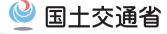
指摘すべき事項

- ① 運搬資機材ごとに運搬計画を作成し、施工計画書に記載までがされていない。
- ② 運搬車両の確認方法や確認頻度について資機材ごとに記載がされていない。

(特記仕様書 第1-1-1-32条 6項)

③ 許可証の確認が運搬予定日の概ね2~ 3ヶ月前にされていない。

(3) 公共事業違反ゼロPTにおける取組み



公共事業違反ゼロPT活動

NEXCO、名古屋高速、各県、名古屋市、静岡市、浜松市で21箇所を実施 点検結果:良好を確認した

特殊車両通行許可等確認表

I	事 名			
	検査者	所属 氏名		
	請負者			
	運送業者			
監督・	検査時		チェック	●服べージ
通行許	F可証の取得			
1	通行許可証が取得さ	れていたか、通行許可証の写しを確認したか		25 38
2	通行許可証の有効期	限は、工事の工程と整合がとれていたか		25
3	通行許可を受けた車 写真等で確認したか		33	
通行条	件の遵守			
4	条件書等で通行条件 ・車両の寸法(幅、 ・誘導車配置の有無 ・時間指定(夜間走	長さ、高さ) 重量		25
5	誘導車の配置が条件 か写真等で確認した	となっていた場合、誘導車が配置されていた か		33
6	夜間通行が条件とな たかタコグラフ等で	っていた場合、指定された時間で通行してい 確認したか		33
7	建設機械は適切に分 た写真を確認したか	解輸送されていたか、起点・終点で摄影され		11 33
8	許可を受けた経路を 記録等で確認したか	通行したか、運搬経路途中の写真やGPSの		33

・ ハンドブック P43

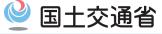
すべての管理者におい て、特記仕様書に基づき 通行許可証及び通行状 況の確認をした。







(3)審査の迅速化PTにおける取組み



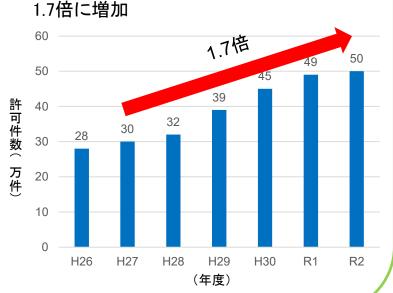
特殊車両通行許可申請に対する「審査の迅速化PT」の取組み

- ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、特車通行許可件数はH27から約1.7倍に増加した
- 増加を続ける申請件数とオンラインシステムの導入に伴う事務内容の変更による審査日数の長期化を 防ぎ更なる短縮をするためにも審査を迅速化する取り組みが必要である

今後も更なる短縮化をするため「審査の迅速化PT」の継続が必要

全国許可件数の推移

ドライバー不足に伴う車両の大型化と通行 適正化の醸成により、H27から許可件数が約 1.7倍に増加

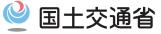


全国審査日数の推移

申請件数が増加とオンラインシステムの導入 をした中、迅速化の取り組みにより、昨年同期 に比べ4.0日の短縮に成功



(3)審査の迅速化PTにおける取組み



トラック協会主催の各種勉強会を開催し特殊通行制度と申請要領の理解を深め通行許可申請時の不備をなくし審査の迅速化を図った。

愛知県トラック協会での特車制度研修会



会員事業者向けに特車制度について研修を行い大型車両の適正な運用の醸成を図った。

コロナ感染予防対策のため会場での受講者を減らしWEB受講を同時に行った。

三重県トラック協会での申請要領勉強会

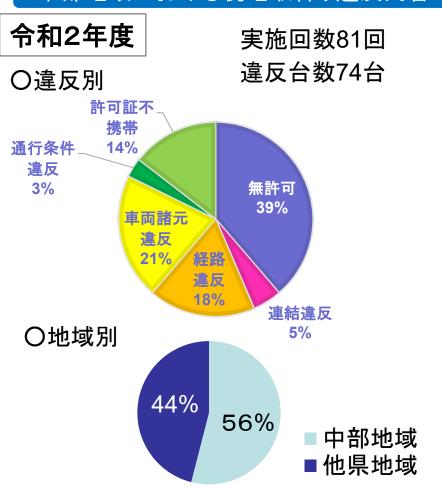


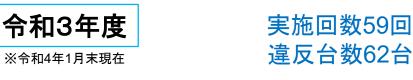
感染予防対策のため人数制限をして協会員に対し勉強会を開催し、特殊車両通行許可制度と申請要領について理解を深めた。

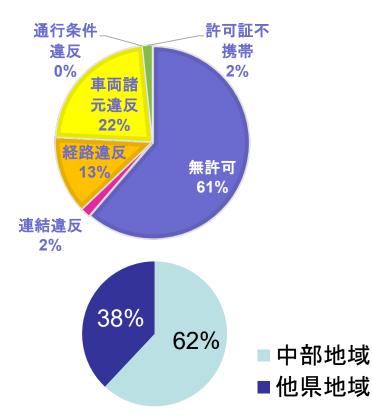
(4) 活動の効果検証(現地取締りの分析・違反構成)

昨年に比べ無許可違反の割合が増加して全体の約6割を占めており、引き続き大型車の通行制度について広報し遵法意識の醸成が必要。

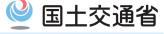
中部地域における現地取締り違反内容



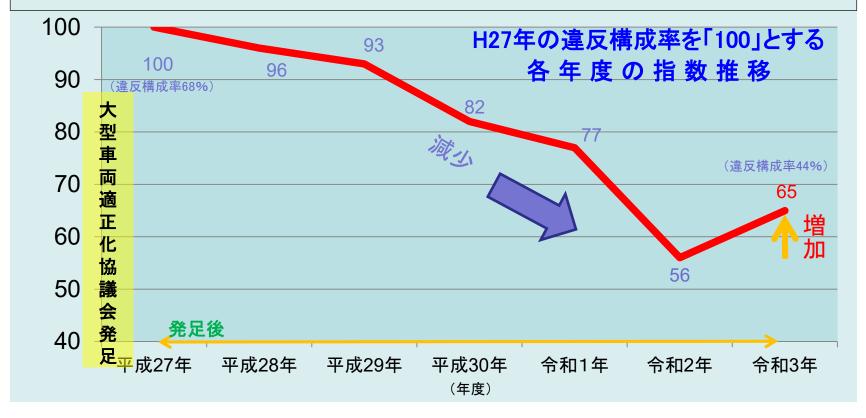




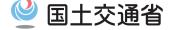
(4)活動の効果検証 (現地取締りの分析・違反構成率)



大型車両通行適正化協議会発足後、取締強化の法整備と関係機関の取組みを 行い違反構成率は毎年減少してきたが、今年度は昨年比10ポイント増加した。 増加した要因は明確ではないが、今年度は、新型コロナウィルス感染防止対策 により減少した広報啓発活動の再開など遵法意識の向上に取り組む必要がある。



※ 違反構成率=計測台数に対する違反台数の割合

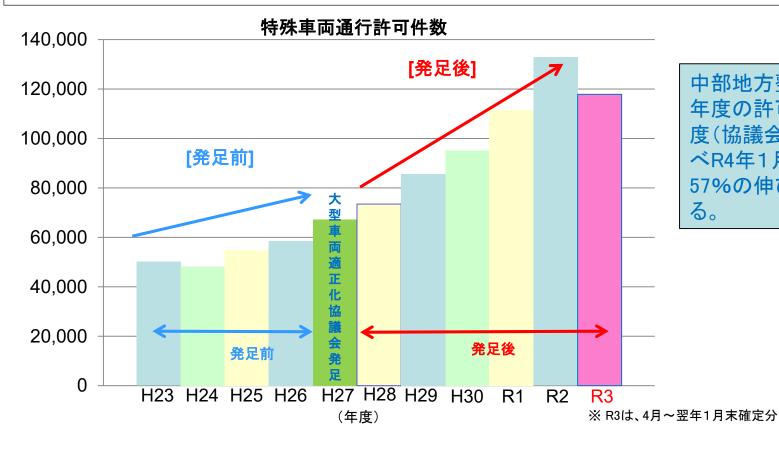


(4) 活動の効果検証 (特殊車両許可件数の推移(中部))

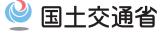
中部における特殊車両通行許可件数の推移

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	合計
許可件数	50,205	48,229	54,982	58,621	67,190	73,509	85,673	95,150	111,545	132,871	117,896	938,452

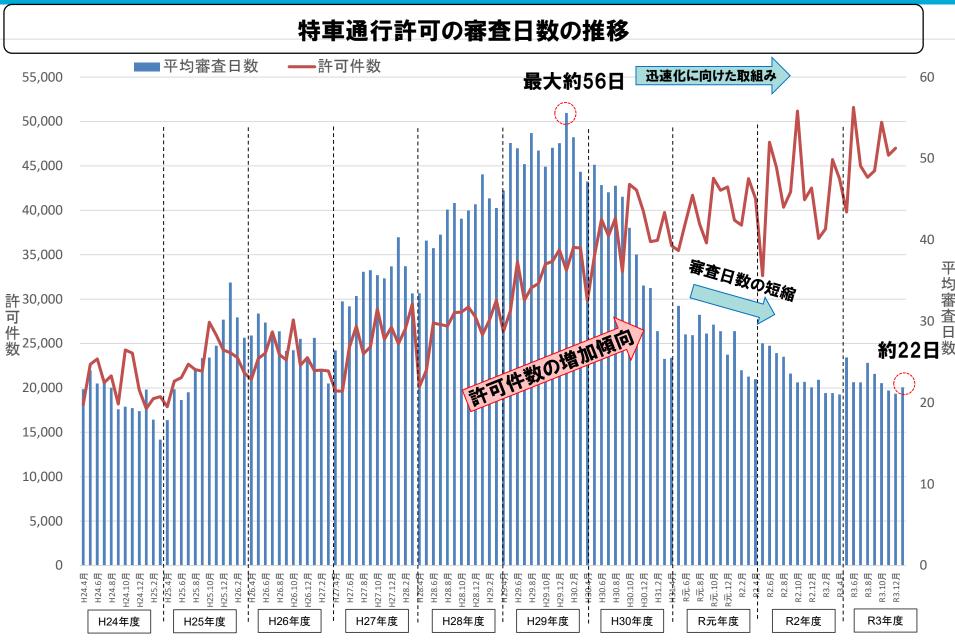
- ▶ 協議会発足前(5年間)より協議会発足後(5年間)では許可件数が約1.8倍
- > 協議会における街頭PR活動、講習会等の広報活動や現地取締り活動の効果



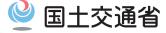
中部地方整備局では、R3 年度の許可件数がH27年 度(協議会発足時)に比 ベR4年1月末現在で既に 57%の伸び率となってい る。



(4)活動の効果検証 (特殊車両許可審査日数の推移(全国))



(5) 活動の効果測定(一般向けWebアンケート・R4年1月実施)

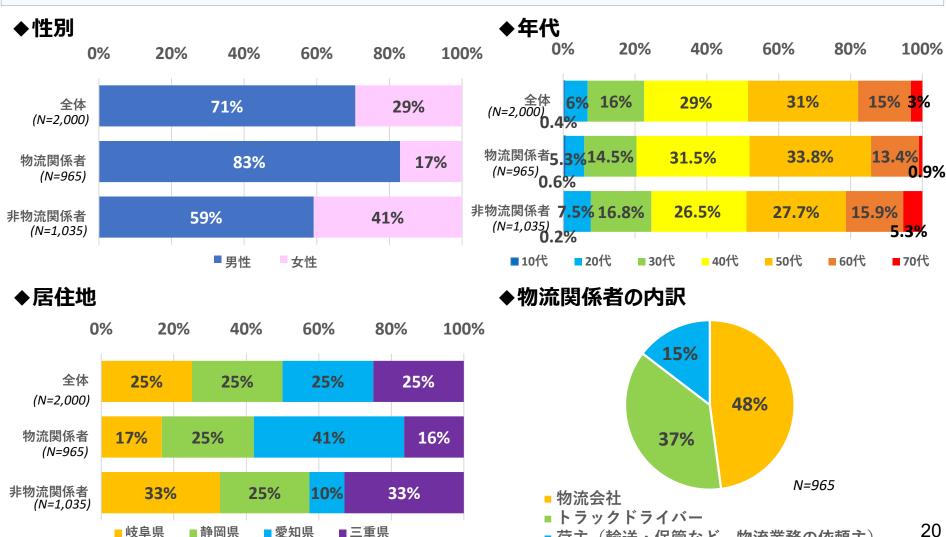


大型車の通行適正化に係る法令の知識や特車申請、特車違反の取締に係る知識を問うアンケートを実施

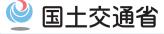
サンプル数:2,000人(岐阜、静岡、愛知、三重県在住者)

設問内容:大型車両通行適正化と特車申請、道路構造の保全に関する事項

性:物流関係者及び非物流関係者を対象 属



(輸送・保管など、物流業務の依頼主)

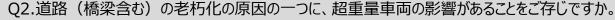


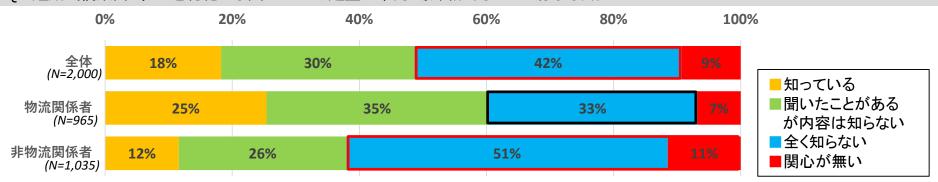
- 全体を見ると、道路等が老朽化している問題について"全く知らない"の回答割合は約28%となっている。一方で、老朽化の原因の一つに超重量車両の影響があることについて、"全く知らない"の割合は約42%となっており、特に非物流関係者(一般の方)で"全く知らない"が51%と広報活動の必要性をよりうかがえる。
- →老朽化に対する広報は、継続的に必要となっており、特に非物流関係者(一般の方)への広報の強化する必要がある。

【道路の老朽化に係る知識】

Q1.全国的に道路(橋梁含む)等が老朽化している問題をご存じですか。







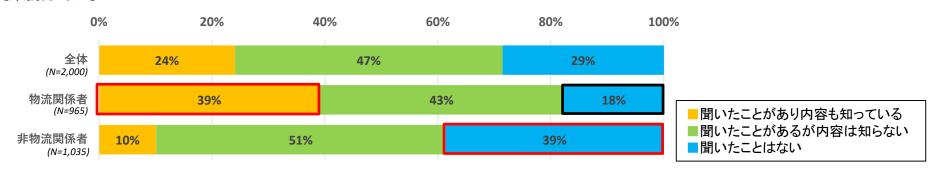


- 公道を通行する車両の重量・長さの上限が法令で決められていることについて、業務分野別で見ると、物流関係者は内容も知っている"の割合が約39%、非物流関係者は、"聞いたことがない"の割合が約39%になっている。
 - ⇒ 物流関係者の理解度は約4割、非物流関係者の不認知度約4割となっており、**物流関係者、非物流関係者共に広報活動** の必要がある。

【大型車の通行適正化に係る法令に関する知識】

Q3.前項のため、公道を通行する車両の重量・長さの上限は法令で決まっています。このことを知っていますか。

【業務分野別】



※R3年度から物流、非物流関係者の分析のため、概ね1:1のデータ収集を行っており、 【参考:過年度調査結果】 R2年度以前とは、属性が同一ではないことから単純な対比は行いません。





- 車両に積むことができる荷物の長さ・重さの上限が法令で決められていることについて、R3では"聞いたことがある"、"聞いたがことがない"の回答割合が増加。業務分野別で見ると、物流関係者は"聞いたことがある"の割合が約45%、非物流関係者より約32%高くなっている。
- ⇒ 物流関係者でも内容を理解しているものは、過半数に届かず、非物流関係者では、約3割が聞いたことがないと回答され、**広報活動を継続するとともに、物流関係者、非物流関係者の各々広報内容を対象と目的を変化させた広報が必要となっている**。

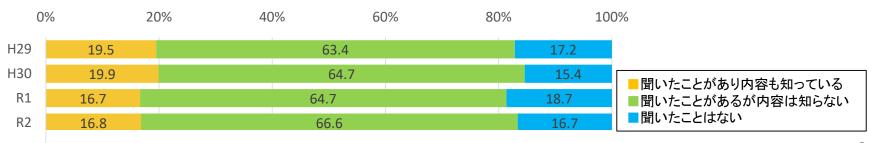
【大型車の通行適正化に係る法令に関する知識】

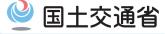
Q4.同様に、車両に積むことができる荷物の長さ・重さの上限も法令で決められています。このことを知っていますか。

【業務分野別】



【参考:過年度調査結果】 ※R3年度から物流、非物流関係者の分析のため、概ね1:1のデータ収集を行っており、R2年度以前とは、属性が同一ではないことから単純な対比は行いません。

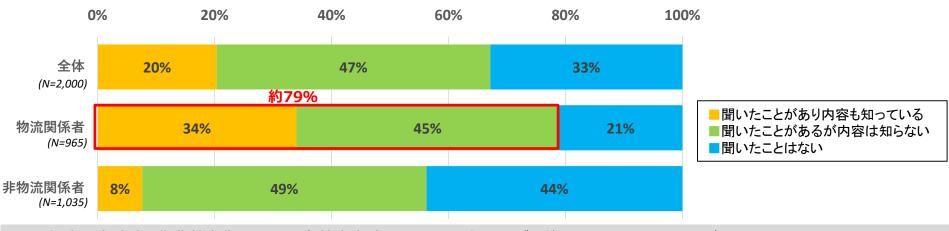




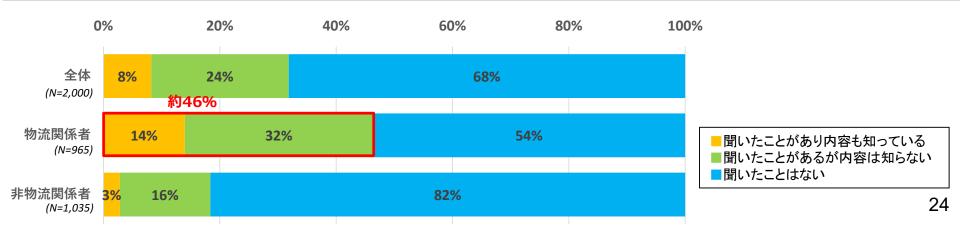
- 特殊車両通行許可申請に係る知識について、特殊車両通行許可申請による通行許可が必要であることを"聞いたことがある"物流 関係者は約79%を占めており、"内容も知っている"物流関係者は約34%を占めている。
- 一方、通行許可申請がオンラインで可能であることを"聞いたことはない"物流関係者は約46 %となっており、特殊車両通行許可申請のオンライン化が進んでいることの認知度は、物流関係者でも過半数に達していない。

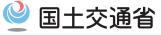
【特殊車両通行許可申請に係る知識】

Q5.前述の規定以上の車両・積荷での走行には、特殊車両通行許可申請(以降、特車申請という)による通行許可が必要であることを知っていますか。



Q6.通行許可申請時の作業効率化のため、現在特車申請はオンラインで行うことが可能となっています。このことを知っていますか。





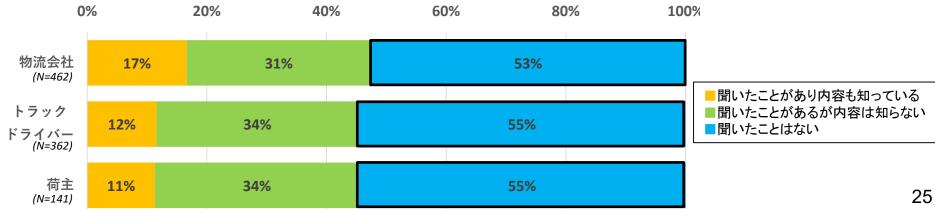
- 特車通行許可申請に関する知識について業種別に見ると、特殊車両通行許可申請による通行許可が必要であることを"聞いたこと がある"割合はトラックドライバーが最も多く約84%であった。
- 荷主に関しては聞いたことがある割合が50%と多いが内容を理解しているのが24%と物流会社、トラックドライバーも少ない。
- 一方、通行許可申請がオンラインで可能であることの認知度は、物流会社、トラックドライバー、荷主とも大きな差は見られない。

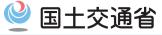
【特殊車両通行許可申請に係る知識:業種別】

Q7.前述の規定以上の車両・積荷での走行には、特殊車両通行許可申請(以降、特車申請という)による通行許可が必要であることを知っ



O8.通行許可申請時の作業効率化のため、現在特車申請はオンラインで行うことが可能となっています。このことを知っていますか。

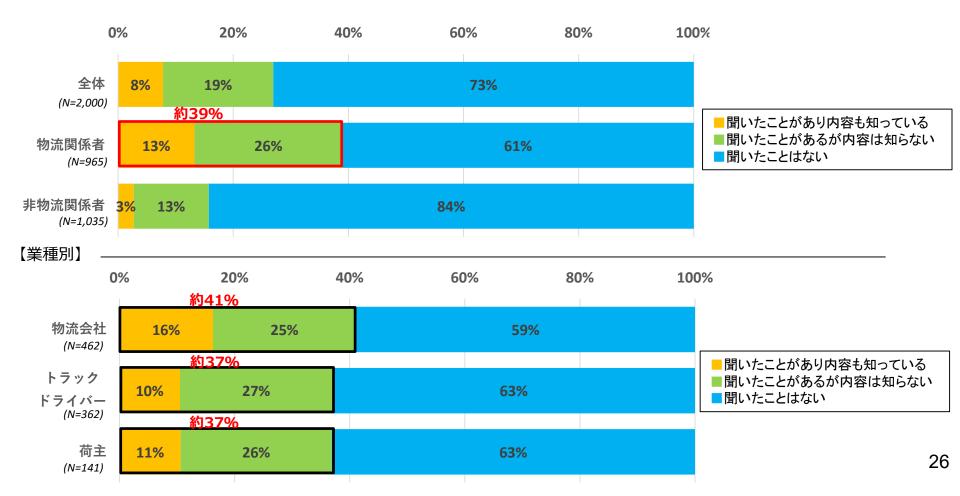


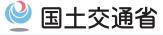


- 特殊車両通行許可申請に係る知識知識について、「特殊車両通行確認制度」が令和4年4月1日から始まることを"聞いたことがある"物流関係者は約39%、"知っている"物流関係者は13%となっており、認知していない人が過半数を占めている。
- また、業種別に見ても、物流会社、トラックドライバー、荷主とも全体の構成と大きな差は見られない。

【特殊車両通行許可申請に係る知識】

Q9.ETC2.0装着車を対象に、あらかじめ特殊車両を登録しておくと通行できる経路が即時に確認できる「特殊車両通行確認制度」が令和 4年4月1日から始まることを知っていますか。

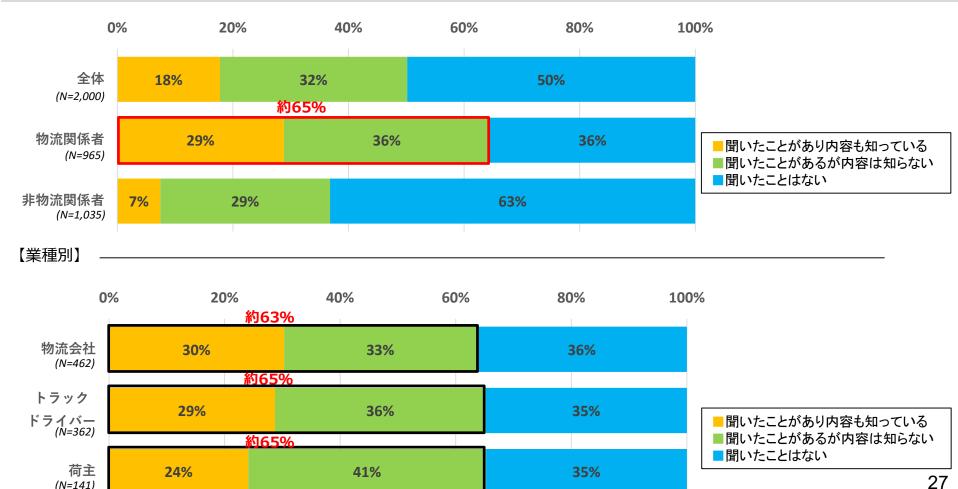


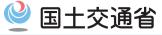


- 道路構造物に与える特車違反に係る知識について、全国で特車違反の取締が行われていることを "聞いたことがある"物流関係者は約65%を占めている。
- また、業種別に見ても、物流会社、トラックドライバー、荷主とも全体の構成と大きな差は見られない。

【特車違反の取締に係る法令に関する知識】

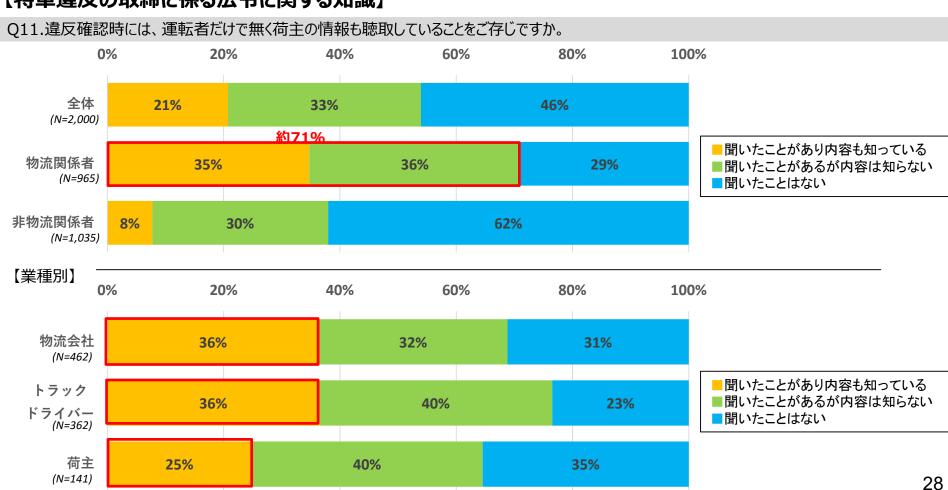
Q10.特車違反者を無くすため、全国で特車違反の取締が行われていることをご存じですか。

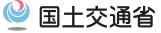




- 道路構造物に与える特車違反に係る知識について、違反確認時には荷主の情報を聴取していることを"聞いたことがある"物流関係 者は約71%を占めている。
- また、業種別に見ると、違反確認時には荷主の情報を聴取していることを"聞いたことがあり内容も知っている"割合は、物流会社、トラックドライバーがやや多く約36%となっており、一方で、荷主の理解度は25%と荷主の方への理解度を高める広報も引き続き行う必要がある。

【特車違反の取締に係る法令に関する知識】

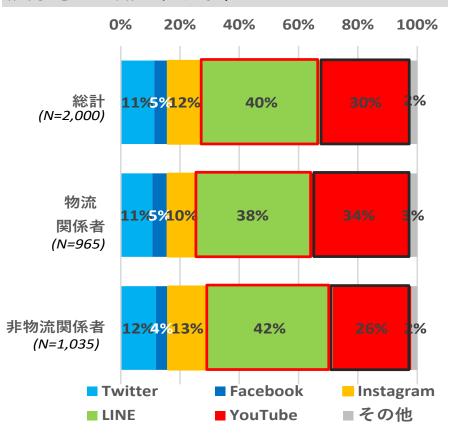




- SNSの利用状況について、物流関係者、非物流関係者ともにLINEの利用率が約40%と最も高く、次いでYouTubeとなっている。 その他については利用しない人が大半を占めていた。
- 違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見については、業種による違いは見られず、「HPによる情報提供」や「イベントの実施」が広報効果が高いとする意見が最も多く、次いで「SNSによる情報提供」が多くなっている。

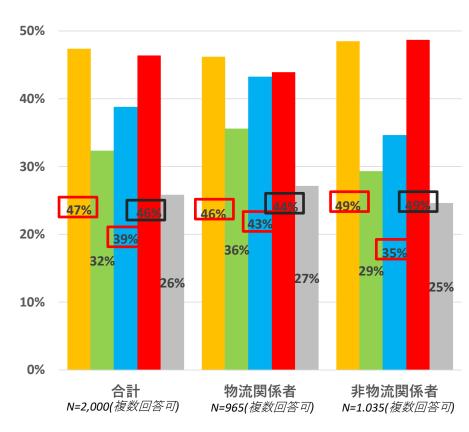
【SNSの利用状況】

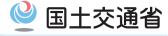
Q12.道路の老朽化問題や重量オーバーの違法な走行実態について 広く国民の皆様にしっていただくには、どのような取組を実施すると効果 があると思われますか。(いくつでも)



【違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見】

Q13.日頃、最もよく利用(閲覧)しているSNSは次のうちどちらですか。



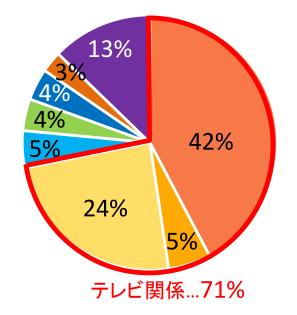


- その他の意見については、テレビ関連が約71%を占めており、中でもテレビCMが最も多くなっている。次いで道路やSAでの注意喚起、罰則の強化や荷主・運送業者への啓発が効果的であるという意見が多い。
- その他、ネット広告やチラシの配布、試験や講習の実施という意見もあった。

【違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見】

Q11.道路の老朽化問題や重量オーバーの違法な走行実態について広く国民の皆様にしっていただくには、どのような取組を実施すると効果があると思われますか。(いくつでも)

【その他の意見】



- テレビCM
- テレビニュース
- テレビその他
- ■道路やSAなどでの掲示
- ■罰則の強化
- ■荷主、運送業者への啓発
- 取り締まりの強化
- ■その他

n = 149

▼ 自由意見

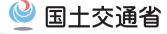


国民の皆様に知らせる努力 よりも荷主に法的罰を与えれ ば済む問題。

【その他】

(2票以下)

- ・ネット広告
- Youtubeでの放送
- 世帯にチラシ配布
- 駅前などでのビラ配り
- 各市区村町の広報誌[®]回覧板での周知
- 運行管理の試験
- 免許更新時の講習ビ デオに加える
 - トラック協会の広報紙
 - 必要ない



アンケート結果のまとめ

- ◆ 大型車通行適正化に関する物流関係者の理解度、非物流関係者(一般の方)の 制度や道路の老朽化に対する認知度ともに過半数に達していない。
- 特殊車両通行許可申請の認知度は約80%を超えているが、オンライン申請や特殊車両通行確認制度の認知度は低い。
- 違法な重量超過車両への効果的な対策として、「HP・SNSによる情報提供」や「イベントの実施」といった意見が多い。
- また情報提供媒体としては、テレビの他に、LINEやYouTube等の広告を利用すること も有効と考えられる。
 - ・SNSなどの広報活動を強化し、荷主や運送事業者への遵法意識の 醸成と一般の方への認知度の向上を図る。
 - ・効果的な取締り方法を検討し、公共事業違反ゼロPTの活動を強化。

令和4年度活動方針

- 1. 広報計画
- 2. 現地取締りの推進
- 3. 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み
- 4. 今後の協議会運営

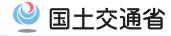
1. 広報計画(各委員の取組み・上半期)



	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
4月	大型車通行適正化に向けた取締り(通年)(各県警察・ネクスコ・運輸局・中部地方整備局)	・初任者向け研修会 (三重県)	・メルマガ・会報誌への掲載(名古屋商工会議所)
5月	・海コン街頭取締り (愛知県トラック協会) ・春の交通安全運動 (名高速・愛知県警高速隊・ネクスコ名古屋)	特殊車両通行許可手続き説明会 (三重トラック協会)初任者向け研修会 (愛知県)	・過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出 (名古屋高速公社)(通年)
6月		・情報便覧収録作業研修会(愛知県・静岡県) ・特殊車両通行許可事務の担当者研修会 (静岡県)	・車両制限令順守啓発のHP掲載、SA,PA,の情報板にて違反防止の提示(通年) (ネクスコ名古屋) ・情報板にて車両制限令順守啓発の掲示(適宜) (ネクスコ名古屋)
7月	・夏の交通安全運動(名高速・愛知県警高速 隊・ネクスコ名古屋)	•特車申請担当者勉強会(岐阜県)	・取締り実施結果ツイッター (通年) (中部地方整備局 ・ 国道事務所)
8月	・道路ふれあい月間「道の日」イベントでの啓発チラシ配布 (静岡県) ・いが道の駅キャンペーン (三重県トラック協会)	・全ト協特車講習(TV講習) <初・中級>制度概要・オンライン申請要領・特殊車両通行許可事務の担当者研修会(静岡県)	・道路ふれあい月間に合わせ、特車窓口でリーフレットの配布(名古屋市) ・岐阜県過積載防止連絡協議会でのチラシ配布(岐阜県トラック協会)
9月	・秋の交通安全運動(名高速・愛知県警高速 隊・ネクスコ名古屋)		

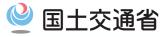
各取り組み時期は暫定

1. 広報計画(各委員の取組み・下半期)



	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
10月	・トラックの日啓発チラシ配布(三重県トラック協会)	・特車講習会 (愛知県トラック協会)	・SNS、HPへの掲載 (岐阜・三重県トラック協会)・メルマガ・会報誌への掲載 (名古屋商工会議所)
11月	・海コン街頭取締り (愛知県トラック協会)	・車限令違反者講習会(毎月実施予定) (ネクスコ名古屋)	・メルマガ・会報誌への掲載 (中部経済連合会)
	トラックフェスタで啓発チラシ配布 (三重県トラック協会)	・トラック事業共同組合講習会(適宜開催) (ネクスコ名古屋)	・取締り実施結果ツイッター (通年) (中部地方整備局 ・ 国道事務所) ———
12月	・年末の交通安全運動 (名高速・愛知県警高速隊・ネクスコ名古屋)	・特車制度講習会(愛知・三重県トラック協会)	・啓発チラシを会員宛配布(愛知県トラック協会)
	・公共事業者に対し荷主向け啓発チラシの配布(静岡県)		過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出(通年) (名古屋高速公社) ——
1月		・特車申請要領講習会(三重県トラック協会)	・HPへ「好取組」の掲載案内PR (愛知県トラック協会)
2月	・過積載防止啓発チラシ配布(運送/荷主対象) (三重県トラック協会)		・HP・SNS・twitterに啓発配信 (愛知県トラック協会)
3月	大型車通行適正化に向けた取締り(通年) (各県警察・ネクスコ・運輸局・中部地方整備 — 局)	各取り組み時期は暫定	・電光掲示板「過積載防止」啓発 (浜松市) ・愛知県過積載防止連絡会議より要請文発信 (運輸局)

2. 現地取締りの推進

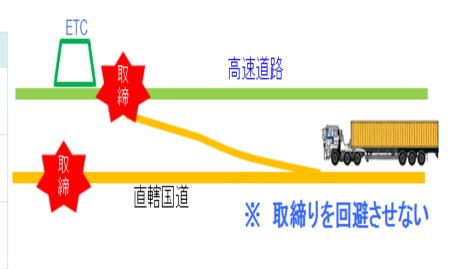


より効果的な取締り活動の推進 「関連箇所取締り」の継続

- ◇ 取締りにおける違反率の低下等、これまでの取り組みに一定の成果が認められている一方で、 未だ違反通行車両は存在しており、今後も効果的な取締りを推進する必要かある。
- ◇ 一斉・合同取締りと個別取締りの長所を生かした「関連箇所取締り」を実践し、効果を上げる。

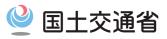
関連箇所取締りの推進

種別	長所	短所
一斉・合同 取締り	・高い広報効果 (報道されやすい) ・高い波及効果	・遊撃的な実施が困難 ・違反実態に即さない 可能性
個別取締り	・遊撃的な実施が可能・違反実態に即した取締りが可能	・広報効果が限定 (報道されにくい) ・波及効果が限定
関連箇所 取締り	・高い波及効果 ・違反実態に即した 取締りに近づく	・関係機関との調整



今和4年度の方針 各道路管理者が関係機関と連携・調整を図りながら、「関連箇所取締り」を実施 し、情報発信をすることで、より効果の高い取締りを推進する。

2. 現地取締りにおける車両選定方法



それぞれのメリット・デメリットを生かした現地取締りの実施を図る

◇ 車線規制式(検問型) 車線を1車線に絞り込み、選定員との連携により対象車両を引き込む







◇ 車両選定式(機動力の発揮型) 綿密な打ち合わせをして対象車両を手前から選定し、測定場所まで誘導する

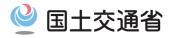






取締方法別	メリット	デメリット
車線規制式	1車線に絞り込み安全	渋滞が発生する場合がある
車両選定式	手前から車両の選定が可能	引き込みの交通誘導が長くなる

3. (1) 公共事業違反でロPT活動方針(案)



- ◇ 中部地方整備局管内の現地取締では、違反構成率が年々減少を継続している
- ◇ 大型車両の通行適正化に関する活動は、年間計画とおり実施され成果が挙がっている

中部地方整備局

- 特車取締りの実施
 - 現地取締り強化
 - WIM取締り強化
- 特車制度の周知徹底
 - 街頭活動
 - 広報活動
- 公共工事の現場点検
- 各種情報提供
- 〇 他機関支援
 - 他機関との連携
- 会議の開催

県・政令市

- 公共工事の現場点検
- 特車取締りの実施
- 特車制度の周知徹底
 - 各種講習会
- 〇 広報活動の強化
 - ツイッター等SNS
 - チラシ等の作成
 - ・テレビ、ラジオ

高速道路会社 • 公社

- 特車取締りの強化
- 大型車両に配慮したSA PA等の整備
- ○広報活動の強化
 - ツイッター等SNS
 - 電光掲示板
 - 横断幕、懸垂幕
 - ・テレビ、ラジオ
- 工事現場等の点検

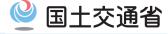
中部地方整備局管内の特殊車両業務取り扱い事務所

- 更なる大型車両の通行適正化
- 重大な交通事故等の抑止(継続)



更なる定着を図る

広報活動 SNS・WEBページ、会報誌・広報誌の活用



- 自治体広報誌等の誌面を借りて協議会の取り組みを周知
 - ⇒ 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、年に1回程度広報誌への掲載を検討
 - ⇒ SNS・WEB・会報誌ページ ~ チラシサイズ等、スペースに合わせて事務局から素材を提供可能







幅2.5m



高さ3.8m





番さ

重さ20t 軸重10t

制限をひとつでも超える場合は、

特殊車両通行許可が必要です!

上記の 他にも車両の最小回転半径、環接軸車、輪旋車に削弱が定められています

無許可通行 100万円以下の罰金 (3配池第47条第2項)

特殊車両の誘導車について

Military State and Military was developed a province

令和3年3月29日から誘導車は、1台の配置が基本となりましたが特殊車両で特に大きいものや重いものを 運搬させようとする者等は、交通環境に応じて 誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、



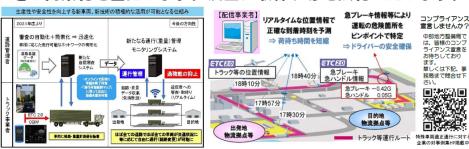
適切に配置することが必要です。

大型車両通行適正化に向けた 中部地域連絡協議会 実際第二次認等後を1一付1中報告後後のか、一寸1度を表 1-5-2時か。 (一寸1年度 1-7年度 1-



「コンプライアンス宣言!」しましょう

特殊車両通行許可制度は、今後新たな制度の創設により手続きの簡素化を目指します。反面、取締り等を強化いたします。



大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

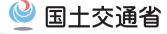
地南正今鎮府(高合金・(一社)中部終予連合金・(一社)受加県トラック協会・(一社)岐阜県トラック協会・ ・ゼン三章県トラック協会・(一社)時間県トラック協会・受加美警を、日本は泉馬警等・日間県警等 地京・岐阜県・三章県・移岡県・名古屋市・静岡市・浜松市・名古屋高速道路公社・中日本高速道路(株)・ 地震編集・の地が上市毎年県

_{事務局}:国土交通省 中部地方整備局 TEL 052-953-8178

業界紙向け広報

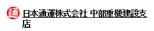


広報活動 好取組の共有による大型車両適正化の促進



特殊車両適正運行に対する企業の好事例集





車検証の最大積載量と積 載物の重量確認及び積載 時の実重量の確認の徹底









荷主への特殊車両通正運 行の説明とドライバーへの 特別指導の実施







ホームページ掲載までのスケジュール

確認の徹底 その他



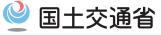




行 程	第1回目				第2回目							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
公募	IJ.		$\stackrel{\textstyle \uparrow}{=}$				Ĥ		\Rightarrow			
	7						7					
選定委員会				\biguplus	\Rightarrow					\Downarrow	\Rightarrow	
協議会					•	+						(+)

協会名	
愛知県トラック協会	5
岐阜県トラック協会	8
三重県トラック協会	2
静岡県トラック協会	5

広報活動 好取組の共有による大型車両適正化の促進



□ ご意見/お問い合わせ

オンライン申請

ルモイヤル 対策 シテナンス会議]

中部地方整備局HP内「道路部」のサイトから直接好事例集にアクセスできます

国土交通省中部地方整備局

■ 新東名高速道路と国道138号バイパスが2021年4月10日(土)16時に同時

<u>名二環 2021年5月1日 (土) に全線開通!</u> <u>~名古屋JCT~飛鳥JCT 延長12.2kmが開通~</u> por

✓ 最近の話題

令和3年11月22日 NEW





中部地方整備局

道路

大型車通行適正化

企業の好事例集

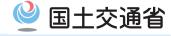
道info 大型車通行適正化

特殊車両適正運行に対する企業の好事例集



道路部TOPページから直接好 事例集を開くことができます

広報活動 愛知県トラック協会HP (NEWS・トピックに案内を掲載)



- ◇ 好取組の共有による大型車両の適正化を図るため
- ◇ 多くの会員に周知する新たなアイテムを採用した



-般社団法人 愛知県トラック協会



■ HP画面への簡素化 スマートホンのコードリーダから 直接閲覧可能なアイテム採用

好取組みを募集する「お知らせ」の 用紙に添付

お知らせ

~ 特殊車両の適正運行の促進 ~ (好取組みの募集) について

愛知県トラック協会では、特殊車両に係る通行制度の見直しや、通行の適正化を図るなどを検討する「大型車通行適正化に向けた中部地意識連絡協議会」に参画し、適正化に向けた取り組みを実施しているところであります。

この協議会では、中部管内のトラック運事業者の適正運行の優れた取り組みを公表・共 有することにより、この取り組みが業界全体へ波及することを目的に、適正運行の促進に 向けた「好事例」として中部地方整備局田内に掲載し公表しております。

会員の皆様で好取組を実施している事業者におかれましては、是非ともご応募・ご協力 をお願いいたします。

なお、募集いただいた事例につきましては、審査のうえ社名とともに上記協議会ホーム ページにて公表を予定させていただきます。

記

■特殊車両適正運行に対する企業の好事例集(中部地整 HP 掲載)

URL:http://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/index.html#link

■間い合わせ先(興味のある方はご連絡ください) 愛知県トラック協会業務部業務課(成田) TEL 052-871-1922 Eメール:s-narita@aitokyo.jp

※ 愛ト協事務局にて取り纏めをし、協議会へ提出いたします。



各種情報

HOME 》 各種情報 》 会員の皆様へ 》(中部地整)大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について(QRコード追加)

(中部地整)大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について (QRコード追加)

投稿2:2020年1月15日 | 最終更新日時:2020年1月15日 | カテゴリー:会員の皆様へ, 国・行政, 愛ト協

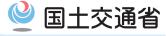
中部地方整備局「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」では特殊車両に係わる適正運行の促進に向けた「好事例」を募集しております。

詳しくは、下記ファイル(PDF)をご覧ください。

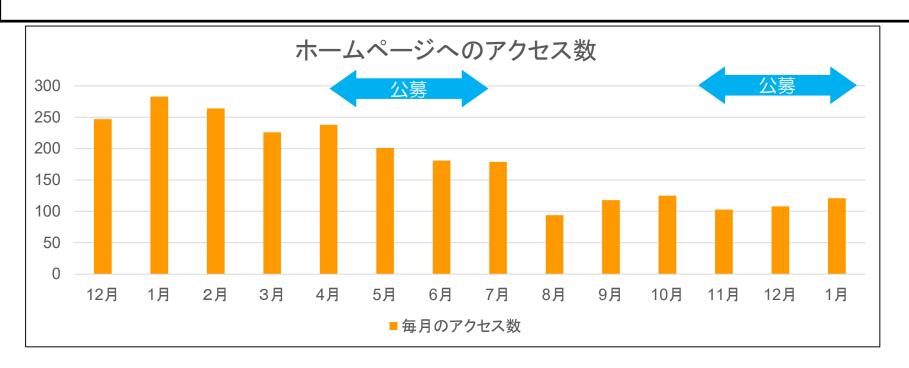
大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について PDF

(PDF内に「特殊車両適正運行に対する企業の好事例集」WebページへのQRコードが追加されています。)

広報活動 大型車通行適正化に対するアクセス回数の向上



- ◇ イベント実施時や参加企業がない時期はアクセスが減少
- ◇ 会報誌・SNS等への掲載案内によりアクセス数の増加を目指す



特殊車両適正運行に対する企業の好事例集 ホームページ掲載から1年間の状況

月	1月	2月	3月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
回数	283	264	226	238	201	181	179	94	118	125	103	108	2120
2021年 1/1から						2	7/1 2期追加					2021年 12/31ま	<u></u>

企業の好事例集 1年間のアクセス回数 : 2120回

1日の平均アクセス回数 : 6回

公共事業違反ゼロPTにおける取り組み



契約書面等への大型車適正化通行に関する「許可取得義務」「通行状況確認義務」記載状況

	NEXCO 東京支社	NEXCO 名古屋支社	名古屋高速	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	名古屋市	静岡市	浜松市	中部地整
許可取得 義務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通行状況 確認義務	0	0	∇	0	∇	0	0	0	0	0	0
凡例		○=実施済み ▽=契約書への記載はないが事務連絡等により確認することとしている									

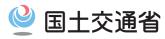
(令和3年12月現在)

国交省 中部地方整備局 土木工事特記仕様書 ~抜粋~

6. 通行許可

- 1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第 3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材 毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数 量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書 に記載しなければならない。
- 2. 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。 また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査 職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

公共事業違反ゼロPTにおける取り組み



建設工事関係者のための**特殊車両通行ハンドブック**を活用した現場点検の実施

- 公共工事に対する現場点検実施 令和4年1月末現在 実施済機関 : 全機関において実施済み
- 令和4年度も、公共事業違反ゼロPTの全機関において実施を継続



●特殊車両通行許可制度に関する確認

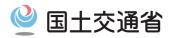
	工事名			点検日
各項目毎に、回答欄へ「 R外の場合 4」を記載す		一部不適切な場合	2」、「不適切な場合	3」、「対
	確認項	目		回答欄
・施工計画書の確認	Į.			
)建設機械、資材の運搬 いるかを確認する。	にあたり、一般的制	限値を超える車両(以下、特車)の有無	₹が記載され
①「指定機械」、「主	要船舶・機械」、	「主要資材」に特	車の記載がある	
②「交通管理」に特車	運搬資機材一覧表	がある		
)特車に関する対応方針	が記載されているか	(を確認する		
			\ as≎tiblas + z	I
①対応方針(法令遵守	、下頭、網入・連	概案有への指導等)の記載がある	
)運搬資機材ごとに、運送 記載されているかを確認す ①運搬計画に必要な事	ける。			
②整理した項目に対し	て、確認方法が記	載されている		
③整理した項目に対し	て、確認頻度が記	載されている		
【整理すべき項目】 ・項目毎に、有・無を ・一部でも確認できな		する		
項目	運搬計画	確認方法	確認頻度]
運搬資機材	有 · 無	有 · 無	有・無	
車種区分	有・無	有 · 無	有・無	
車両番号	有 · 無	有・無	有・無	
車両諸元	有 · 無	有 · 無	有・無	
積載重量	有 ・ 無	有 · 無	有 · 無	
積載限度重量	有 ・ 無	有 · 無	有・無	
通行経路	有 • 無	有 • 無	有・無	
許可証の有効期間	有 • 無	有 · 無	有・無	
通行条件等	有 • 無	有 • 無	有 · 無	I

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1)建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。	
①許可証もしくは申請書が確認できる	
②下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③運搬予定日の概ね2~3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2)運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
①運搬 (予定) 日が許可証の有効期間内である	
3)運搬計画どおりの許可証である。	
①対象資機材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
②積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている	
③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④運搬計画に許可条件が反映されている	

③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行(運搬)方法の確認	
1)運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
①許可証に記載されている車両番号である (トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認)	
②積載重量と車両重量(自重工乗員)の和が許可証の総重量以下である	
③積載重量が車検証の最大積載量以下である(道路運送車両法)	
2)運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
①主な路線(国道、主要地方道、C・D条件区間等)の通行が確認できる	
②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる(起終点のみは不可)	
3)運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
①運搬日が、タコグラフ、写真データ等から確認できる	
3)運搬条件が許可証に記載された条件(誘導車、夜間)で走行している。	
①許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

3.(2) 令和4年度 審査の迅速化活動方針(案)



- ◇ 審査の迅速化への取組みは、今後も継続する必要がある
- ◇ オンラインシステムを活用しつつ、更なる迅速化を目指す上では、各組織での意識改革と 取り組みの定着が必要

中部地方整備局

- ○審査の迅速化
- 個別協議の迅速回答
- 各種情報提供
- 〇 他機関支援
 - オンラインシステム活用支援
- 会議の開催
 - ・審査の迅速化PT
- 〇特車通行確認制度の 充実した利用に向け た取組みの推進

県・政令市

- 審査の迅速化
- 個別協議の迅速回答
- 〇 各種情報共有
- 各オンラインシステム活用促進
- 管内市町村の支援
 - ・マニュアル等整備
 - 担当者のスキルアップ
- ○道路情報便覧収録の 推進

高速道路会社 • 公社

- ○審査の迅速化
- ○個別協議の迅速回答
- 各種情報共有
- 〇 迅速化資料等整備
 - ・マニュアル
 - 車両寸法早見表

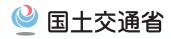
中部地方整備局管内の特殊車両審査事務所

- 〇 審査の安定的な迅速化
- 〇 更なる個別協議の迅速化



オンライン個別協議システムを活用した上で 短縮の定着を図る

審査の迅速化PTにおける取り組み



1 現状(審査日数)

審査の協議有無	平均の最大値	直近(R3.12)	(参考)H23年度
直轄のみ(協議なし)	26.8日(H30.1)	6.7日 < 3.4	日短縮 10.1日
直轄・自治体(協議あり)	67.3日(H30.1)	25.3日	22.6日

2 更なる迅速化の取り組み

(全国平均值)

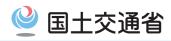
- 申請・個別協議オンラインシステムによる審査に対して迅速化支援
- PTを通じて、自治体の審査の迅速化支援を加速
- 協議が長期化、協議件数が多い団体



(審査マニュアルの提供・審査要領等)

☆ 重点的かつ緊急的に具体的な対策を講じる

特車通行許可申請に対する今後の迅速化取り組み



令和4年度の特殊車両通行許可申請に対する「審査の迅速化PT」の取組み

- これまでの審査の迅速化に対する取組みについて
- ① 各整備局において「審査の迅速化PTを設立」(H30.11.20)
- ② 審査の迅速化対策(各種制度(法・通達)改正、事務連絡等による「確認の簡素化」「許可期間延長」「基準の緩和」等)
- ③ 審査体制の強化
- ④ 自治体等への支援(問題点の洗い出し、マニュアル等資料提供等)

大幅な審査平均日数の短縮を実現できた

令和4年4月1日 新制度運用開始

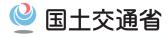


- 特車通行確認制度の利用を促進
 - 新制度を事業者にとって使いやすい制度とするには、ラストワンマイルの道路情報の電子データ化を充実することが重要
 - ・ 通行許可制度の審査の負担を軽減し審査日数を短縮する



- 今後の取り組み重点
- ①道路情報便覧収録カ所の早期選定・検討を図る
- ② <u>申請者要因の長期化案件</u>の一つとして、申請内容の不備による差し戻しがあるため、トラック協会の協力を得て勉強会等を実施し、申請者側のスキルアップを図る。
- ③協議回答に時間のかかっている申請案件に対しては、引き続き事務局(中部地方整備局)と該当する県の担当者で共有し、県からヒアリング等を実施して改善策を一緒に講じる。
- ④ 自治体オンラインシステムの個別協議効率的な使用方法について情報共有をしていく

4. 今後の協議会運営



「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」について

1. 設立趣意

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされています。道路を通行する車両の内、道路の構造を守り、かつ交通の危険を防ぐため、一般的な制限を超えた車両(以下、「特殊車両」という)の走行には、道路管理者による「特殊車両通行許可」が必要となっています。

このため、重量を違法に超過した大型車両が、国民の重要な財産である道路をこれ以上痛めることのないよう、大型車両の通行の適正化を図る必要があります。

こうした中、平成26年5月9日に特殊車両の国による一括審査や審査期間の短縮といった緩和と合わせて、違反者への指導強化や厳罰化という緩和と強化の両輪からなる適正化方針を公表し、それに基づき、平成27年2月23日には"基準の2倍以上の重量超過者は即告発"という厳しい運用が開始されることとなっています。

このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、従来とは異なる手法も取り入れた広報活動を中心とした取り組みを展開することが重要です。

そのため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を設立するものです。

2. 中部地域連絡協議会の取組みについての考え方

- 1) ステップ1
 - ・連絡協議会設置及び持続性ある連携体制の構築
 - ・情報及び課題共有、適正化にむけた広報戦略の検討
- 2) ステップ2
 - ・適正化に向けた連携した広報の実施
 - ・連携した違反車両の取り締まり実施
- 3) ステップ3
 - ・連絡協議会の各関係者の継続的かつ主体的な取り組みの波及・促進
 - ・国民の道路資産を守る活動として広く社会に向けた広報展開

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

概要

全国の整備局初の取組として、道路の老朽化対策が喫緊の画題であり、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車への対策が急務であったことこら、大型車両の適正かつ安全な走行に向けて、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換等を行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を平成27年1月27日に設立しました。



「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」の状況

■ 協議会構成員

〇 関係企業団体

- · 東海商工会議所連合会(名古屋商工会議所)
- 一般社団法人中部経済連合会
- 一般社団法人愛知県トラック協会
- ・ 一般社団法人岐阜県トラック協会
- 一般社団法人三重県トラック協会
- 一般社団法人静岡県トラック協会

〇 公安委員会

- 愛知県警察本部
- 岐阜県警察本部
- 三重県警察本部
- 静岡県警察本部

○ 道路管理者及び関係行政機関

- 国土交通省 中部地方整備局
- · 国土交通省 中部運輸局
- 愛知県
- ・岐阜県
- 三重県
- 静岡県
- 名古屋市
- 静岡市
- 浜松市
- 中日本高速道路株式会社
- 名古屋高速道路公社

(参加 21団体)

今後の協議会運営



大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

ステップ3の継続

(年1回程度)

広く社会向け 広報展開 継続的かつ主体的な取り組み

広報活動 (継続)

- ──街頭PR
- ○講習会
- ○新たな 媒体活用
 - ·協議会 全体

「好事例」の共有 大型車の適正化 (随時)

- ○「好事例」
 - 公募
 - 選考委員会

(年2回)

- トラック協会
- 中部地整

公共事業 違反ゼロPT (随時)

- 現場点検
- 一斉取締り
- 関連箇所に よる取締り
- 自治体におけ る広報活動
 - •道路管理者
 - ■警察

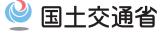
審査の迅速化PT (随時)

- 審査の迅速化
 - •各種勉強会
 - オンラインシス テム活用推進
 - 道路情報便覧 収録の推進
- •道路管理者
- •関係行政機関

その他

最近の話題

1. 誘導車の配置条件等に関する改正の経過措置期間終了



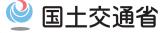
令和4年3月28日で誘導車配置条件改正(令和3年3月29日施行)に伴う経過措置 期間が終了します。

以降は、誘導車講習を受けていない者が1台で誘導した場合は、許可条件違反となります。

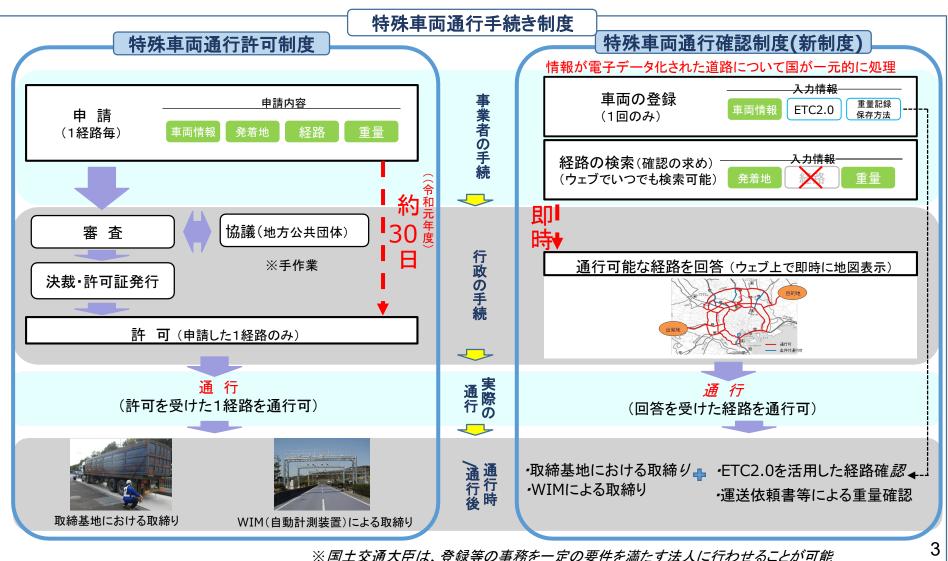


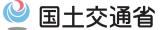


2. 特殊車両通行制度の概要(既存の許可制度と新制度が併存)



道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設 (公布:令和2年5月27日 施行:令和4年4月1日)

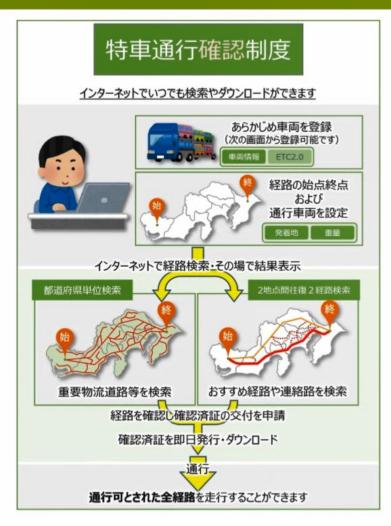


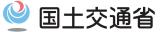


特殊車両システム







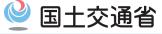


経路検索結果画面



経路検索結果画面





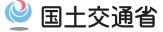
■車両登録の手数料

申請(登録)1件(1台)につき 5,000円(5年間有効)

登録の手数料は、車両1台につき5,000円(5年間有効)。 ただし、連結車の場合はトラクタ単位となる。(特車許可制度の手数料と同様) 下記の場合:(単車1台+トラクタ3台)×5,000円(5年間有効)=20,000円 トレーラは手数料不要※有効期間はなし

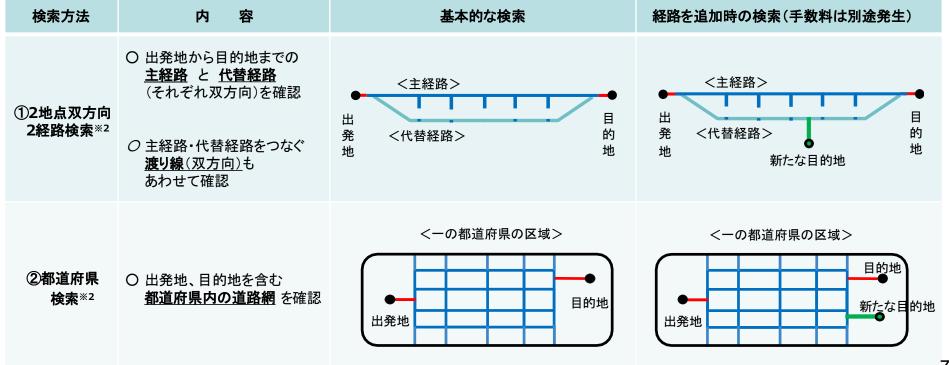
単車 トラクタ トレーラ

通行可能経路の確認方法について

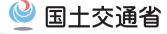


- 通行可能経路の確認方法は、①2地点双方向2経路検索と②都道府県検索があり、 特殊車両通行確認制度の利用者(以下、「利用者」という。)の通行形態に応じて選択可能。
- 一度確認した通行可能経路に、追加して経路を確認することも可能。





- ※1 重要物流道路・大型車誘導区間を除く便覧収録道路
- ※2 いずれも一年間有効とし、ラストマイル以外は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を基本として構成



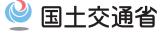
■通行可能経路確認の手数料

- 通行可能経路の確認は、確認1件につき手数料が発生。
- 通行可能経路確認の手数料は、検索方法によって異なる。

通行可能経路確認手数料は、車両の確認1件ごとに手数料が発生。 ただし、連結車の場合はトラクタ単位となる。(特車許可制度の手数料と同様)

検索方法	内容	手数料					
2地点双方向 2経路検索							
大	2地点間の主経路及び代替経路 (渡り線含む)(双方向)を同時に確認	○ 確認 1件につき 600円 (1年間有効)					
都道府県検索	都道府県内の主要道路すべてを一括して 検索・確認 (主要道路=重要物流道路・ 大型車誘導区間)	 ○ 確認 1件につき 400円 (1都道府県あたり)(1年間有効) ※連接する都道府県を同時に確認する場合、 5県目からは300円/県、15県目からは200円/県) 					
追加経路	一度確認した経路に追加して経路を確 認 (目的地や経由地の追加等)	○ 確認 1件につき 100円 (経路延長10kmまで)(1年間有効) ※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円					

※実車空車の経路確認を行う場合は、実車/空車それぞれに手数料が発生(特車許可制度の手数料と同様)。



- 特殊車両通行確認制度は、特殊車両通行許可制度と比較して、オンラインシステムで即時に通行可能経路の検索結果を確認することが可能であり、使い勝手が良い手続きとなっている。
- 特車通行確認制度の手数料は1件(主経路・代替経路・渡り線)につき600円で、複数経路を通行することが可能となる。

特車通行許可制度

○審査に時間がかかる

[申請から許可まで約1ヶ月※]

○申請手続きが煩雑

[申請者が経路を細かく指定]

[申請の都度、車両諸元を入力]

○許可経路が固定的

[1経路(片方向)ごとに許可]



○すべての道路、すべての車両に

対応 許可の手数料

1経路につき 200円

(道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和元年度実績

特車通行確認制度(新制度)

〇早い

[オンラインシステムで即時に確認

O<u>簡単</u>

[システムが自動的に経路を検索] 「車両登録は初めの一回だけ]

○便利

[複数経路(双方向)を一度に確認]



※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

○情報が電子データ化された道路、 登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料

2地点間双方向2経路検索の場合:確認1件につき 600円

都道府県検索の場合:確認1件につき 400円

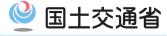
(都道府県あたり)

追加経路検索の場合:確認1件につき 100円

(経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

(基本検索の場合、別途、車両登録手数料が必要)



■登録車両の通行に関する確認等

- 通行可能経路とは、利用者が「確認の求め」を行った経路について、国土交通省令に基づき通行可能と判断した経路のことを呼ぶ。
- 通行可能経路の対象となる経路は重要物流道路と大型車誘導区間を基本とする。

【通行可能経路】

- 通行可能経路の対象となる経路は、判定基準を定めている道路であり、ラストマイル以外等は 重要物流道路と大型車誘導区間を基本とする。
- 確認の求めにおける、出発地および目的地からの最寄りの重要物流道路と大型車誘導区間の交差点にて、基本となる通行可能経路を構成する。
- 出発地および目的地の交差点は、便覧収録道路上の交差点のみ指定可能であり、
 出発地から目的地までの経路が電算算定可能で個別協議対象箇所がないことが通行可能経路「有」の条件となる。
 ※令和4年4月1日時点の状況であり、今後変更がある。

くご留意いただきたい点>

- 試行時は、申請者が未収録道路上の出発地及び目的地を指定した場合、多くの申請者に経路検索を 経験いただけるよう、システム上、自動的に出発地及び目的地を直近の収録交差点に変更する仕様となっております。
- <u>令和4年4月1日の本格運用時には、機能改修し、申請者が未収録道路上の出発地及び目的地を指定すること</u>ができない仕様となります。
- なお、登録車両を未収録道路上の出発地及び目的地を結ぶ経路を通行させる場合には、上記の収録交差点を 出発地及び目的地とする通行可能経路の回答(600円/件)に加え、別途未収録道路上の出発地及び目的地 を 結ぶ経路の許可(200円/片道×2=400円/往復)が必要となります。
- この場合、確認制度を利用せず(通行可能経路の回答なく)、未収録道路上の出発地及び目的地を結ぶ経路
 の許可(200円/片道×2=400円/往復)のみでも当該経路の通行は可能です。